

## 育児休業の制度周知および意向確認について

2022年4月より育児介護休業法の改正に伴い、職員本人又は配偶者による子の妊娠・出産の申し出をした教職員を対象として、大学より育児休業の制度周知および育児休業の取得意向の確認が義務付けられました。

については、裏面の『育児休業制度に係るご案内』を確認の上、別紙の『産前産後休暇及び育児休業取得に係る意向確認書』に必要事項を記載し、本紙受領後14日以内に総務部人事労務課給与・福利厚生係までご提出いただきますよう、お願いいたします。

なお、本学では育児休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として、不利益な取扱いをしないことを申し添えます。

### ●『産前産後休暇及び育児休業取得に係る意向確認書』提出先

育児休業期間の社会保険料、育児休業給付金に関する問い合わせ先

総務部人事労務課給与・福利厚生係（1号館1階人事労務課⑤番窓口）

内線：5043      Mail：kyosai.adm@tmd.ac.jp

### ●育児休業に関する問合せ先（部署別任用担当係一覧）：

総務部人事労務課人事第一係 窓口③（内線：5407, 7302） jinjisoumu.adm@tmd.ac.jp	総務部人事労務課人事第二係 窓口②（内線：4038, 5019） i-jinji@ml.tmd.ac.jp	総務部人事労務課人事第三係 窓口②（内線：5930, 7005） d-jinji@ml.tmd.ac.jp
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院職員 ※教員以外</li> <li>・スポーツサイエンス機構</li> <li>・本部事務局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院医歯学総合研究科</li> <li>・大学院保健衛生学研究科</li> <li>・医学部</li> <li>・歯学部</li> <li>・病院職員 ※教員のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合研究機構</li> <li>・統合イノベーション推進機構</li> <li>・オープンイノベーション機構</li> <li>・リサーチ・ユニバーシティ推進機構</li> <li>・生体材料工学研究所</li> <li>・難治疾患研究所</li> <li>・統合教育機構</li> <li>・統合情報機構</li> <li>・統合国際機構</li> <li>・学生支援・保健管理機構</li> <li>・職員健康管理室・環境安全管理室</li> <li>・M&amp;D データ科学センター</li> <li>・高等研究院</li> </ul>

## 育児休業制度に係るご案内

### 1. 育児休業（育休）制度

<b>対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本学で採用され勤務する教職員(採用区分や契約期間等により条件が異なります)</li> <li>・配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。夫婦同時の取得でも可能です。</li> <li>・有期契約労働者の方は、申出時点で、子が1歳6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合、取得できます。</li> </ul> <p>※次の方は労使協定に基づき取得対象者となりません。</p> <p>①申出の日から1年以内（1歳6か月又は2歳までの育児休業の場合は6か月以内）に雇用関係が終了する方</p> <p>②1週間の所定労働日数が2日以下の方。</p>
<b>期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常勤（特定有期雇用職員を除く）： 子が3歳に達する日（3歳の誕生日の前日）までの労働者が希望する期間</li> <li>●特定有期雇用職員・非常勤： 原則、子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの、労働者が希望する期間</li> </ul> <p>※なお、両親がともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまで1年間（女性の場合は、産後休暇と育児休業を合わせて）を期限として、延長することができます。</p>
<b>申出期限</b>	原則休業の1か月前までに <b>人事労務課担当係</b> に申し出てください。
<b>回数</b>	原則1回。子の出生後、父親が8週間以内に育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度、父親は育児休業が取得できます。また、雇用期間の定めがない職員については、1回目の育児休業申出時に「育児休業等計画書」を提出した場合、最初の育児休業から3ヶ月以上経過すれば、2回目の育児休業を取得できます。
	※2022年10月1日より、分割して2回取得可能（取得の際にそれぞれ申出が必要）となります。

### 2. 出生時育児休業(産後パパ育休)（2022年10月1日施行）

<b>対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男性労働者</li> <li>※1. <u>養子の場合等は女性も取得できます。</u></li> <li>※2. 配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。</li> <li>※3. 有期契約労働者の方は、申出時点で、出生後8週間を経過する日の翌日から起算して6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。</li> <li>※4. 次の方は取得対象者となりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申出の日から8週間以内に雇用関係が終了する労働者</li> <li>・1週間の所定労働日数が2日以下の労働者</li> </ul> </li> </ul>
<b>期間</b>	子の出生後8週間以内に4週間までの間の労働者が希望する期間。
<b>申出期限</b>	原則休業の2週間前までに <b>人事労務課担当係</b> に申し出てください。
<b>分割取得</b>	分割して2回取得可能

### 3. 育児休業給付等

育児休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%（180日経過後は50%）の育児休業給付を受けることができます。

また、その月の末日が育児休業期間中である場合、育児休業をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。

育児休業給付等の詳細については別紙「育児休業給付金および支給延長について」をご覧ください。